

## おおきに大阪消防団応援の店推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪府内の消防団員の処遇改善に寄与するとともに団員の確保及び加入を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として実施する、府内の消防団員及び同伴者等（以下「団員等」という。）に対するサービス等の提供を行う「おおきに大阪消防団応援の店」（以下「応援の店」という。）推進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業は、大阪府及び公益財団法人大阪府消防協会（以下「実施主体」という）並びに事業に参加する市町村が相互に協力し、実施するものとする。

### (応援の店に関する基本的な考え方)

第3条 応援の店は、第1条の趣旨に賛同し、自らの責任のもとで優遇サービスの提供を行うものとする。

- 2 この要綱における優遇サービスとは、団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算を始めとした各種サービスをいう。
- 3 提供する優遇サービスの内容及びその対象者については、各応援の店が定めることとする。

### (応援の店の登録)

第4条 応援の店に登録しようとする店舗、企業及び施設等（以下「店舗等」という。）は、おおきに大阪消防団応援の店登録申請フォーム（以下「登録申請フォーム」という）により、実施主体者に申請しなければならない。

- 2 実施主体者は、前項の規定による申請の内容が、次の各号に該当しないときは、当該店舗等を応援の店に登録することができる。
  - (1) 公序良俗に反するもの
  - (2) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 大阪府暴力団等排除条例（平成22年11月4日大阪府条例第58号）第2条に定める暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
  - (4) 風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するものまたはこれに類するもの
  - (5) 宗教活動又は政治活動に関するもの
  - (6) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施主体者が適当でないと認めるもの

3 実施主体者及び事業に参加する市町村は、店舗、企業及び施設等に対し、応援の店への登録を呼びかけるよう努めるものとする。

(表示証等の交付)

第5条 実施主体者は、応援の店の登録を行ったときは、当該店舗等に「おおきに大阪消防団応援の店 表示証（様式第1号）」（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証等の表示)

第6条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証または応援の店であることを表示することができる。

(1) 店内の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーぺーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(利用者証の申請・交付・更新)

第7条 本事業に参加する市町村は、おおきに大阪消防団応援の店市町村参加申請フォーム（以下「市町村参加フォーム」という）により、大阪府に申請するものとする。

2 大阪府は、市町村参加フォームにより申請を受けた市町村に対して「おおきに大阪消防団応援の店利用者証（様式第2号）」（以下「利用者証」という）を交付する。

3 利用者証の交付を受けた市町村は、当該市町村の消防団員に対して利用者証を配布する。

4 利用者証は、毎年度ごとに更新するものとし、更新にあたっては、市町村は、市町村参加フォームにより申請するものとする。

(利用者証の有効期限)

第8条 利用者証の有効期限は、利用者証に表示される日とする。ただし、有効期限前に消防団を退団したときは、その日までとする。

(応援の店の利用)

第9条 消防団員は、応援の店から提供される優遇サービスを受けようとするときは、利用者証を提示しなければならない。

2 消防団員は、応援の店から求めがあった場合、その身分等を証明する証を提示しなければならない。

(応援の店の公表)

第10条 実施主体者は、応援の店の名称、住所及びサービス等の内容等を、おおきに消防団応援の店検索サイトにより公表するものとする。

#### (登録の変更)

第 11 条 応援の店は、申請内容を変更しようとするときは、登録申請フォームにより、変更の 1 か月前までに、実施主体者に申請するものとする。

2 実施主体者は、前項に規定する申請があったときは、当該登録を変更するものとする。

#### (登録の廃止)

第 12 条 応援の店は、応援の店の登録を廃止しようとするときは、登録申請フォームにより、廃止する 1 か月前までに、実施主体者に申請するものとする。

2 実施主体者は、前項に規定する届出があったときは、当該登録を廃止するものとする。

3 応援の店は、当該登録を廃止したときは、表示証を処分しなければならない。

#### (登録の取消)

第 13 条 実施主体者は、応援の店が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、その他応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 実施主体者は、応援の店への連絡に対し、2 か月以上の不通状態が続いた場合、当該登録を取り消すことができる。

3 前 2 項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を処分しなければならない。

#### (遵守事項)

第 14 条 消防団員は、利用者証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡（以下「不正に使用等」という。）してはならない。

2 前項の規定に違反して、利用者証を不正に使用等して応援の店に損害を与えたときの責任は、当該消防団員及び当該利用者証を不正に使用等した者が有する。

#### (その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施主体者が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和 7 年 12 月 8 日から施行する。

様式第1号（表示証）



様式第2号（利用者証）

